

平成20年5月30日

各位

岐阜商工信用組合
理事長 杉山正裕

業務改善命令に対する業務改善計画書の提出について

当組合は、平成20年4月11日付けの業務改善命令に基づき、平成20年5月12日、東海財務局長に「業務改善計画書」を提出いたしました。

本件につきましては、日頃から当組合を信頼していただき、ご支援とご愛顧を賜っておりますお客さまをはじめ、組合員の皆さま及び関係するすべての皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げます。

当組合は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、今回、第三者機関の検証を経て策定しました業務改善計画を着実に実行し、内部管理態勢の一層の充実、強化を図るとともに、不祥事件の再発防止並びに役職員の法令等遵守意識の醸成を図り、信頼の回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、「業務改善計画書」の要旨は下記のとおりです。

記

1. 法令等遵守に係る経営責任の明確化

経営陣は法令等遵守の重要性を改めて認識し、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題と位置づけ、法令等遵守に係る経営姿勢を表明するとともに、人事評価・業績評価の見直しや法令等遵守違反への厳格処分を表明することで、法令等遵守違反を許さない経営態勢の構築に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、今般、業務改善命令を受けたことを重く受け止めて、経営責任を明確にするために引責辞任、降格を含めた経営陣の厳正な処分や、不祥事件に関係した職員の厳正な処分により、過去の経営姿勢から決別します。

2. 理事会及び監事会の機能強化による経営管理態勢の確立（経営監視・牽制態勢の確立を含む）

理事長およびその他の理事、監事を外部から招へいし、新経営体制を確立します。

理事会は適正な業務執行を実現し、当組合の信頼の回復、向上を図るため、理事会の開催頻度を増やすことや、非常勤理事からも積極的な意見を受けることで理事会の機能強化を図り、さらに法令等遵守に係る情報を共有し、理事相互のチェック機能を強化します。

監事会の独立性を確保し、監事会の開催頻度を増やすほか、業務監査、会計監査以外にも法令等遵守の観点から理事の職務執行状況を検証することにより、牽制機能を働かせ、監事機能の充実、強化を図ります。

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底及び適切な受検態勢の確保を含む）

コンプライアンス研修等を計画的に実施するとともに、経営陣による臨店指導や職員との意見交換を通じて、法令等遵守の組合風土を醸成していきます。さらに、法令等遵守に係る規程、マニュアルも見直します。また、中堅の営業店職員や本部職員を構成員とする「業務改善プロジェクトチーム」を結成し、業務改善計画や業務全般について経営陣や本部各部署に提言を行っていきます。

金融検査の受検については、新たに「金融検査受検手順書」を策定し、適切な受検態勢を確立します。

- 4．営業店及び本部における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の抜本的な見直し（事務処理の適切性・相互牽制機能の実効性に係る総点検、不祥事件等発生防止策の充実・強化、不祥事件発覚後の適切な対応を含む）

事務取扱要領の改正や研修の実施により事務処理の厳正化を図ります。さらに店内検査の充実や、コンプライアンス統括部の陣容強化によりコンプライアンス部門の指導・検証の充実を図るとともに、監査部による監査を強化することで、厳正な事務処理態勢の確立に取り組みます。また、過去の不祥事件の原因を追究して再発防止策を見直すとともに、現金授受管理の強化や検印態勢の強化を図ります。再発防止策が機能しているか業務の実態把握のために臨時的に検査を行うなど、不祥事件の発生防止に努めるとともに、不祥事件や苦情を組織的に対応する態勢を整えます。

- 5．内部監査部門及び監事監査の抜本的な改善・強化による監査機能の実効性の確保（監査態勢等の充実・強化を含む）

内部監査部門の独立性を確保し、監査部門の陣容の強化と資質の向上により監査態勢を構築してまいります。また、内部監査結果は理事会、監事会などにも詳細を報告し、本部各部署との連携を強化し、改善の実効性確保に努めます。

監事は、法令等遵守態勢を確立し、健全な業務運営を確保するため、理事に対するヒアリングを実施し、監査部および監査法人との連携を強化して、監査機能を充実、強化してまいります。さらに業務改善計画の進捗、改善状況を評価および検証を実施してまいります。

- 6．適切な人事管理の実施

人事配置基準を新たに策定して適切な人事ローテーション、さらに法令等遵守に主体をおいた人事評価、業績評価を実施します。また、連続休暇中のチェック項目を定めて不祥事件の未然防止、早期発見に努めるとともに、役員や部店長による職員との個人面談や家庭訪問の実施により、生活実態の把握に努めてまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

担 当 : コンプライアンス統括部
電話番号 : 0120-33-4122
受付時間 : 午前9時から午後5時30分まで
(土曜日・日曜日・祝祭日除く)